

## 2023年10月からの新型コロナウイルス感染症の調剤報酬上の取り扱いの変更について

2023年10月1日より、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の取り扱いが一部変更されます。

### 【調剤報酬点数表に関する特例】

新型コロナウイルス感染症患者に対する調剤で、医師の指示により薬剤師が患家を緊急に訪問し、「患者本人または患者家族に、対面による服薬指導を実施する代わりに、情報通信機器を用いた服薬指導を実施した場合」は在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2(200点)を算定できなくなります。

新型コロナウイルス感染症患者に対する調剤で、薬剤師が患家を緊急に訪問し、「当該患者に対して対面による服薬指導をした場合の在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1の算定」および「当該患者の家族に対して対面による服薬指導を行った場合の在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2の算定」は引き続き可能です。

新型コロナウイルス感染症患者に対して新型コロナウイルス感染症治療薬を交付するにあたり、当該医薬品の特性を踏まえ、医薬品リスク計画を理解し、当該薬剤の有効性及び安全性に関する情報を説明したうえで当該薬剤に関する指導を行った場合に算定できる点数が、服薬管理指導料の1.5倍の点数に変わります。

また、上記の指導を対面で行った場合だけでなく、情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合も対象となります。

### 【高齢者施設等における調剤の特例】

介護療養病床・介護医療院・介護老人保健施設・地域密着型介護老人福祉施設・介護老人福祉施設に入院・入所する新型コロナウイルス感染症患者に対して、医師の指示により薬剤師が当該施設を緊急に訪問し、当該患者またはその看護にあっているものに対して「対面による服薬指導を実施する代わりに情報通信機器を用いた服薬指導を実施した場合」は、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2(200点)ではなく、在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料(59点)を算定することになります。薬剤師が当該施設を緊急に訪問し、対面による服薬指導を行った場合の在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1(500点)の算定は引き続き可能です。

### 【感染症公費適用時の患者負担について】

新型コロナウイルス治療薬の処方を受けた場合の薬剤料について、患者負担をいただくことになりました。自己負担上限額は医療保険の負担率で決まります。

自己負担上限額は1回の治療につき、医療保険の負担率が1割の場合は3000円、2割の場合は6000円、3割の場合は9000円となります。

詳しい内容については、厚生労働省の事務連絡をお確かめください。

[令和5年秋以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて](#)

[新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について](#)

2023年9月26日

 株式会社  
ワイケイエス・ファーマテック